

**株券電子化のための特別口座記載事項の通知
および特別口座を開設する口座管理機関に関する公告**

平成20年11月14日

株主及び登録株式質権者各位

大阪市中央区南船場一丁目17番26号
株式会社アプラス
取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日において、同法附則第7条により振替口座簿に記載されなかった株主及び登録株式質権者（以下、株主等という。）について、同日以後遅滞なく、特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し同法附則第8条第5項に定める事項を通知し、また、同法附則第8条第4項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために特別口座を開設することを同法附則第8条第1項の規定により、公告いたします。

特別口座を開設する口座管理機関

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

（郵便物送付先）〒183-8701

東京都府中市日鋼町1番10

住友信託銀行株式会社証券代行部

（住所変更等用紙のご請求）0120-175-417

（お問い合わせ）0120-176-417